

○国土交通省告示第五百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年六月三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス・香川県東かがわ市伊座字垣之内地内から同市白鳥字城泉地内まで及び同市町田地内から同市小砂地内まで）並びにこれに伴う市道、二級河川及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県東かがわ市伊座字垣之内及び字池繁、帰来字大原、字鳶田、字法月、字金剛羅、字僧洲及び字赤坂、白鳥字城泉及び字田中、町田、三殿、土居、中山並びに小砂地内
- 2 使用の部分 香川県東かがわ市伊座字垣之内及び字池繁、帰来字大原、字鳶田、字法月、字金剛羅、字僧洲及び字赤坂、白鳥字城泉、町田、三殿、土居、中山並びに小砂地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）並びにこれに伴う市道、二級河川及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、香川県東かがわ市伊座字垣之内地内から同市小砂地内までの延長9.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、二級河川及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲

げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である国土交通大臣は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道11号（以下「本路線」という。）は、徳島県徳島市を起点とし、愛媛県松山市に至る延長約262kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する東かがわ市は、ぶなしめじや手袋の生産が盛んな地域であり、これらは本路線等を利用して出荷されている。また、周辺には高松自動車道の白鳥大内インターチェンジ及び引田インターチェンジが供用されており、高速道路網と連携する役割を担っていることから、香川県内外の交通に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、東かがわ市の既成市街地を通過し、沿線に住家及び店舗等商業施設が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生している。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、東かがわ市三本松地内で18,280台／日であり、混雑度は1.48となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である香川県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成16年3月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、仮囲いの設置等により基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年10月等に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ及びコバネアオイトトンボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ、セトウチサンショウウオ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、オオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウモ、ヌカボタデ等、準絶滅危惧として掲載されているガガブタ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、セトウチサンショウウオ及びオオタカについては、工事の実施により生息地及び繁殖地が改変されるおそれがあることから、工事中にモニタリング調査を行い、専門家の意見及び指導を得ながら必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が15か所存在するが、このうち7か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る8か所についても香川県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級及び第3種第2級の規格に基づく4車線及び2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成16年3月5日に都市計画決定され、平成19年2月16日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、東かがわ市長を会長とする東かがわ幹線道路整備促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県東かがわ市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

香川県東かがわ市伊座字垣之内及び字池繁、帰来字大原、字鳶田、字法月、字金剛
羅及び字僧洲、土居、中山並びに小砂地内